**大阪府地域防災計画**

《Osaka Prefecture Regional Disaster Management Plan》

基 本 対 策 編

（Basic Measures）

令和３年１月修正

大阪府防災会議

（Osaka Prefecture Disaster Management Council）

目 次

総　則

第１節　目的等 3

　　第１　計画の目的

　　第２　計画の構成

第３　災害想定

第２節　防災の基本方針 5

第３節　防災関係機関の基本的責務と

業務大綱 7

第１　防災関係機関の基本的責務

　　第２　防災関係機関の業務大綱

第４節　住民、事業者の基本的責務 24

第１　住民の基本的責務

　　第２　事業者の基本的責務

第３　ボランティアやＮＰＯ等多様な機関

との連携

第５節　計画の修正 26

災 害 予 防 対 策

第１章　防災体制の整備

第１節　総合的防災体制の整備 30

　　　第１　組織体制の整備

　　　第２　防災拠点機能の確保・充実

　　　第３　装備資機材等の備蓄

　　　第４　防災訓練の実施

　　　第５　広域防災体制の整備

　　　第６　人材の育成

　　　第７　防災に関する調査研究の推進

　　　第８　自衛隊の災害派遣に対する連携

体制の整備

　　　第９　自治体被災による行政機能の

低下等への対策

　　　第１０　事業者、ボランティアとの連携

第２節　情報収集伝達体制の整備 43

　　　第１　災害情報収集伝達システムの基盤整備

　　　第２　情報収集伝達体制の強化

　　　第３　災害広報体制の整備

　　　第４　気象観測体制の整備

第３節　消火・救助・救急体制の整備 47

　　　第１　市町村

　　　第２　府

　　　第３　府警察

　　　第４　第五管区海上保安本部

第５　連携体制の整備

第４節　災害時医療体制の整備 50

　　　第１　災害医療の基本的考え方

　　　第２　医療情報の収集・伝達体制の整備

　　　第３　現地医療体制の整備

　　　第４　後方医療体制の整備

　　　第５　医薬品等の確保体制の整備

　　　第６　患者等搬送体制の確立

　　　第７　個別疾病対策

　　　第８　関係機関協力体制の確立

　　　第９　医療関係者に対する訓練等の実施

第５節　緊急輸送体制の整備 56

　　　　　　　　第１　陸上輸送体制の整備

　第２　航空輸送体制の整備

　　　　　　　　第３　水上輸送体制の整備

　　第４　輸送基地の確保

　　第５　輸送手段の確保

　　第６　交通規制・管制の確保

第６節　避難受入れ体制の整備 60

　　第１　避難場所、避難路の指定

　　第２　避難場所、避難路の安全性の向上

　　第３　指定避難所の指定、整備

　　第４　避難者の受入

　　第５　避難勧告等の事前準備

　　第６　避難誘導体制の整備

　　第７　広域避難体制の整備

　　第８　危険度判定体制の整備

　　第９　応急仮設住宅等の事前準備

　　第１０　斜面判定制度の活用

第１１　罹災証明書の発行体制の整備

第７節　緊急物資確保体制の整備 70

第１　給水体制の整備

　 第２　食料・生活必需品の確保

第８節　ライフライン確保体制の整備 74

 第１　水道・工業用水道

　 第２　下水道

　　第３　電力

　 第４　ガス

　 第５　電気通信

　 第６　住民への広報

　　第７　倒木等への対策

第９節　交通確保体制の整備 80

　　第１　鉄軌道施設

　　第２　道路施設

　　第３　港湾施設、漁港施設

　　第４　空港施設

第１０節　避難行動要支援者支援体制の整備 81

　　第１　障がい者・高齢者等に対する支援体制整備

　　第２ 社会福祉施設の取組み

　　第３　福祉避難所の指定

第４　外国人に対する支援体制整備

第５　その他の要配慮者に対する配慮

第１１節　帰宅困難者支援体制の整備 85

第１　帰宅困難者対策の普及・啓発活動

第２　駅周辺における滞留者の対策

第３　道路・鉄道情報共有の仕組みの確立と啓発

第４　代替輸送確保の仕組み

第５　徒歩帰宅者への支援

第２章　地域防災力の向上

第１節　防災意識の高揚 89

　　　第１　防災知識の普及啓発

　　　第２　防災教育

 　第３　災害教訓の伝承

第２節　自主防災体制の整備 93

　　第１　地区防災計画の策定等

　　第２　自主防災組織の育成

　　第３　事業者による自主防災体制の整備

　　第４　救助活動の支援

第３節　ボランティアの活動環境の整備 96

第４節　企業防災の促進 97

第３章　災害予防対策の推進

第１節　都市防災機能の強化 101

　　　第１　防災空間の整備

　　　第２　都市基盤施設の防災機能の強化

　　　第３　密集市街地の整備促進

　　　第４　建築物の安全性に関する指導等

　　　第５　空き家等の対策

　　　第６　文化財

第７　ライフライン・放送施設災害予防対策

第８　災害発生時の廃棄物処理体制の確保

第２節　地震災害予防対策の推進 109

第１　新・大阪府地震防災アクションプランの推進

第２　大規模地震（直下型及び東南海・

南海）の被害想定（平成18年度公表）

　　　第３　大規模地震（海溝型）の被害想定

（平成25年度公表）

第４　地震・津波観測体制の整備

第５　建築物の耐震対策等の促進

第６　土木構造物の耐震対策等の推進

第７　地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

第３節　津波災害予防対策の推進 116

　　　第１　想定される津波の適切な設定と対策の

基本的考え方

　　　第２　ハード・ソフトを組み合わせた「多重

防御」による津波防災地域づくりの推進

（「津波防災地域づくりに関する法律」）

　　　第３　防潮堤等の整備等

　　　第４　津波・高潮ステーション

第５　津波から「逃げる」ための総合的な対策

第４節　水害予防対策の推進 123

　　第１　洪水対策

　　第２　雨水出水対策

　　第３　高潮対策

　　第４　水害減災対策

　　第５　ため池等農業用水利施設の総合的な

防災・減災対策

第６　地盤沈下対策

第５節　土砂災害予防対策の推進 131

　　第１　土砂災害警戒区域等における防災対策

　　第２　土石流対策（砂防）

　　第３　地すべり対策

　　第４　急傾斜地崩壊対策

　　第５　土砂災害警戒情報の作成・発表

　　第６　山地災害対策

　　第７　宅地防災対策

　　第８　道路防災対策

第６節　危険物等災害予防対策の推進 135

第１　危険物災害予防対策

　　第２　高圧ガス災害予防対策

　　第３　火薬類災害予防対策

　　第４　毒物劇物災害予防対策

　　第５　危険物積載船舶等災害予防対策

　　第６　管理化学物質災害予防対策

　　第７　石油コンビナート等災害予防対策

第７節　火災予防対策の推進 140

　　第１　建築物等の火災予防

　　第２　林野火災予防

災 害 応 急 対 策

第１章　活動体制の確立

第１節　組織動員 145

第１　府の組織体制

　　　第２　府の動員体制

　　　第３　市町村の組織動員配備体制

　　　第４　関西広域連合の組織動員配備体制

　　　第５　防災関係機関の組織動員配備体制

第２節　自衛隊の災害派遣 152

　　　第１　知事等の派遣要請

　　　第２　自衛隊の自発的出動基準

　　　第３　派遣部隊の受入れ

　　　第４　派遣部隊の活動

　　　第５　撤収要請

第３節　広域応援等の要請・受入れ・支援 156

第１　府

　　第２　府公安委員会

　　第３　市町村

　　第４　広域応援等の受入れ

　　第５　緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）

の設置及び派遣

　　第６　被災市区町村応援職員確保システムに

基づく支援

第４節　災害緊急事態 161

第５節　災害発生都道府県の応援 162

第１　災害発生都道府県知事からの応援の要求

　　第２　内閣総理大臣からの応援の要求

　　第３　災害応急対策の実施

第２章　情報収集伝達・警戒活動

第１節　警戒期の情報伝達 165

　　　第１　気象予警報の伝達

第２　土砂災害警戒情報の伝達

第３　津波警報・注意報等の伝達

第４　住民への周知

第２節　警戒活動 195

　　　第１　気象観測情報の収集伝達

　　　第２　水防警報及び洪水予報等

　　　第３　水防活動

　　　第４　土砂災害警戒活動

　　　第５　異常現象発見時の通報

第６　ライフライン・交通等警戒活動

　　　第７　在港船舶避難活動

　　　第８　流木防止活動

　　　第９　物資等の事前状況確認

第３節　津波警戒活動 207

　　　第１　避難対策等

第２　水防活動

第３　ライフライン・放送事業者の活動

第４　交通対策

第５　在港船舶に対する周知活動

第６　流木防止活動

第４節　発災直後の情報収集伝達 213

　　第１　情報収集伝達経路

　　第２　府における情報収集伝達

　　第３　市町村における情報収集伝達

　　第４　防災関係機関の情報収集伝達

　　第５　通信手段の確保

第５節　災害広報 218

　　第１　災害モード宣言

　　第２　災害広報

　　第３　報道機関との連携

　　第４　広聴活動の実施

第３章　消火、救助、救急、医療救護

第１節　消火・救助・救急活動 223

　　　第１　市町村

　　　第２　府

第３　府警察

　　　第４　第五管区海上保安本部

　　　第５　各機関による連絡会議の設置

　　　第６　自主防災組織

第７　惨事ストレス対策

第２節　医療救護活動 226

　　第１　医療救護活動に関する府の組織体制

　　第２　医療情報の収集・提供活動

　　第３　現地医療対策

　　第４　後方医療対策

　　第５　医薬品等の確保・供給活動

　　第６　個別疾病対策

第４章　避難行動

第１節　避難誘導 235

　　　第１　避難準備・高齢者等避難開始、

避難勧告、避難指示（緊急）

　　　第２　洪水、高潮、土砂災害による

避難準備の指示

　　　第３　住民への周知

　　　第４　避難者の誘導等

　　第５　被災者の運送

　　第６　警戒区域の設定

第２節　指定避難所の開設・運営等 240

　　第１　指定避難所の開設

　　第２　指定避難所の管理、運営

　　第３　指定避難所の早期解消のための取組み等

第３節　避難行動要支援者への支援 243

　　　第１　避難行動要支援者の被災状況の把握等

　　　第２　被災した避難行動要支援者への支援活動

第４節　広域一時滞在への対応 245

第５章　交通対策、緊急輸送活動

第１節　交通規制・緊急輸送活動 249

　　　第１　陸上輸送

　　　第２　水上輸送

　　　第３　航空輸送

第２節　交通の維持復旧 253

　　第１　交通の安全確保

　　第２　交通の機能確保

第６章　二次災害防止、ライフライン確保

第１節　公共施設応急対策 257

　　　第１　公共土木施設等

　　　第２　公共建築物

　　　第３　応急工事

第２節　民間建築物等応急対策 259

　　　第１　民間建築物等

　　　第２　危険物等

　　　第３　放射性物質

第４　文化財

第３節　ライフライン・放送の確保 261

　　第１　被害状況の報告

　　第２　ライフライン事業者における対応

　　第３　放送事業者における対応

　　第４　府及び関係機関における対応

第４節　農林水産関係応急対策 265

　　第１　農業用施設

　　第２　漁港施設

　　第３　農作物

　　第４　畜産

　　第５　林産物

第７章　被災者の生活支援

第１節　支援体制 269

第２節　住民等からの問い合わせ 270

第３節　災害救助法の適用 271

　　　第１　法の適用

　　　第２　救助の内容

第４節　緊急物資の供給 272

　　　第１　物資等の運送要請

　　　第２　給水活動

　　　第３　食料・生活必需品の供給

第５節　住宅の応急確保 275

　　　第１　被災住宅の応急修理

　　　第２　住居障害物の除去

　　　第３　応急仮設住宅の建設

　　第４　応急仮設住宅の借上げ

第５　応急仮設住宅の運営管理

　　第６　公共住宅への一時入居

　　第７　住宅に関する相談窓口の設置等

　　第８　他府県への応急仮設住宅に関する要請

　　第９　建設用資機材等の調達

第６節　応急教育 277

　　第１　教育施設の応急整備

　　第２　応急教育体制の確立

　　第３　就学援助等

第７節　自発的支援の受入れ 279

　　第１　ボランティアの受入れ

　　第２　義援金品の受付・配分

　　第３　海外からの支援の受入れ

　　第４　日本郵便株式会社近畿支社の援護対策等

第８章　社会環境の確保

第１節　保健衛生活動 285

　　　第１　防疫活動

　　　第２　食品衛生監視活動

　　　第３　被災者の健康維持活動

　　　第４　保健衛生活動における連携体制

　　　第５　動物保護等の実施

第２節　廃棄物の処理 289

第１　し尿処理

第２　ごみ処理

第３　災害廃棄物等（津波堆積物を含む。）処理

第３節　遺体対策 292

　　第１　府警察、第五管区海上保安本部

　　第２　市町村

　　第３　府

第４節　社会秩序の維持 294

　　第１　住民への呼びかけ

　　第２　警戒活動の強化

　　第３　暴力団排除活動の徹底

　　第４　物価の安定及び物資の安定供給

付編：東海地震の警戒宣言に伴う対応

第１章　総則 299

　　　第１　目的

　　　第２　基本方針

第２章　東海地震注意情報発表時の措置 300

　　　第１　東海地震注意情報の伝達

　　　第２　警戒態勢の準備

第３章　警戒宣言が発せられた時の対応措置 301

　　　第１　東海地震予知情報等の伝達

　　　第２　警戒態勢の確立

　　　第３　住民等に対する広報

付編２：南海トラフ地震防災対策推進計画

第１章　総則 307

　　　第１　推進計画の目的

　　　第２　推進地域

　　　第３　防災関係機関が地震発生時の災害

応急対策として行う事務又は業務の大綱

第２章　南海トラフ地震臨時情報発表時の

防災対応 308

　　　第１　南海トラフ地震臨時情報について

　　　第２　防災対応について

　　　第３　「南海トラフ地震臨時情報」等の

伝達について

第３章　地震発生時の応急対策等 310

　　　第１　組織

　　　第２　地震発生時の応急対策

第４章　津波からの防護、円滑な避難の確保

及び迅速な救助に関する事項 311

　　　第１　津波からの防護

第２　円滑な避難の確保

　　　第３　迅速な救助に関する事項

第５章　防災訓練、地震防災上必要な教育及び

広報に関する事項 312

第６章　地震・津波防災上緊急に整備すべき

施設等に関する事項 312

事 故 等 災 害 応 急 対 策

第１節　海上災害応急対策 315

第１　府の組織動員

　　　第２　通報連絡体制

　　　第３　事故発生時における応急措置

　　　第４　事故対策連絡調整本部の設置

　第２節　航空災害応急対策 322

　　　第１　府の組織動員

　　　第２　大阪国際空港

　　　第３　関西国際空港

　　　第４　八尾空港

　　　第５　その他の地域

　第３節　鉄道災害応急対策 333

 　　第１　府の組織動員

　　　第２　情報収集伝達体制

　　　第３　鉄軌道事業者の災害応急対策

第４節　道路災害応急対策 336

　　第１　府の組織動員

　　第２　情報収集伝達体制

　第３　道路管理者の災害応急対策

第５節　危険物等災害応急対策 339

　　　第１　府の組織動員

　　　第２　危険物災害応急対策

　　　第３　高圧ガス災害応急対策

　　第４　火薬類災害応急対策

　　第５　毒物劇物災害応急対策

　　第６　管理化学物質災害応急対策

第６節　高層建築物、地下街、市街地災害応急対策 347

　　第１　府の組織動員

　　第２　通報連絡体制

　　第３　火災の警戒

　　第４　市町村

　　第５　府警察

　　第６　大阪ガス株式会社

　　第７　高層建築物、地下街の管理者等

第７節　林野火災応急対策 352

　　第１　府の組織動員

　　第２　市町村の活動体制

　　第３　防災関係機関等の活動体制

　　第４　火災通報等

　　第５　火災の警戒

災 害 復 旧 ・ 復 興 対 策

第１章　災害復旧対策

第１節　復旧事業の推進 359

　第１　被害の調査

　　　第２　公共施設等の復旧

　　　第３　激甚災害の指定

　　　第４　激甚災害指定による財政援助

　　　第５　特定大規模災害

第２節　被災者の生活確保 361

　　　第１　災害弔慰金等の支給

　　　第２　災害援護資金・生活資金等の貸付

　　　第３　罹災証明書の交付等

　　　第４　租税等の減免及び徴収猶予等

　　　第５　雇用機会の確保

　　第６　住宅の確保等

　　第７　被災者生活再建支援金

第３節　中小企業の復旧支援 366

　　第１　府の措置

　　第２　資金の融資

第４節　農林漁業関係者の復旧支援 367

　　第１　府の措置

　　第２　資金の融資

第５節　ライフライン等の復旧 368

第２章　災害復興対策

第１節　復興に向けた基本的な考え方 373

　第２節　府における復興に向けた組織・体制整備 374

　　　第１　復興対策本部の設置

　　　第２　関係機関との調整

第３節　府における復興計画等の策定 375

　　第１　復興方針の策定

　　第２　復興計画の策定

　　第３　復興計画の内容

　第４　復興財源の確保

第４節　市町村における復興に向けた取組み 377

第５節　関西広域連合における

復興に向けた取組み 378

大阪府地域防災計画

基本対策編

令和３年１月

大阪府危機管理室

 〒540-8570

大阪市中央区大手前2丁目

電話　06-6941-0351(代表)